

◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第311号（H27. 8. 7）◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目次=

1. 重大事故等情報＝13件（7月31日～8月6日分）
 - (1) 乗合バスの車内事故
 - (2) 乗合バスの衝突事故①
 - (3) 乗合バスの衝突事故②
 - (4) 貸切バスの火災事故
 - (5) 法人タクシーの衝突事故①
 - (6) 法人タクシーの車内事故
 - (7) 法人タクシーの衝突事故②
 - (8) 法人タクシーの衝突事故③
 - (9) 法人タクシーの衝突事故④
 - (10) 法人タクシーの衝突事故⑤
 - (11) 法人タクシーの衝突事故⑥
 - (12) トラックの衝突事故
 - (13) トラックの死傷事故
2. 事業用自動車事故調査委員会による報告書（貸切バスの追突事故）を公表しました！
3. バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について
4. 「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて
5. 第10回NASVA安全マネジメントセミナー」開催のご案内
6. 乗合バス車内事故のさらなる防止を目指して！（関東運輸局プレスリリース）
7. 事業用自動車事故調査委員会による調査報告書を公表しました！
8. トラックの保有車両数が5両未満の営業所であっても、運行管理者が選任されていない場合は、行政処分の対象になります！
9. 自動車製作者等が定めた交換期限を超えて定期交換部品を使用すると重大な事故を招くおそれがあります！
10. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を！
11. ホイール・ベアリングの点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
12. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
13. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
14. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大

置く貸切バスが乗客約35名を乗せて運行中、火災事故が発生した。

この事故による負傷者はない。

事故は、バスの運転者が、車両の中扉付近の床より煙が出ていることを乗客から聞き、乗客を降車させた後、煙の発生箇所に向け車載の消火器を使用するとともに、消防に通報した。

(5) 法人タクシーの衝突事故①

8月1日(土)午前6時45分頃、千葉県国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、対向車線を走行してきた乗用車と正面衝突した。この事故により、乗用車の運転者が死亡し、タクシーの運転者が軽傷を負った。事故は、片側1車線の直線道路において、対向の乗用車がセンターラインをはみ出した模様。

(6) 法人タクシーの車内事故

8月2日(日)午後7時30分頃、栃木県国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客2名を乗せて運行中、車内事故が発生した。

この事故により、乗客1名が重傷を負った。

事故は、タクシーが交差点を直進しようとしたところ、対向の乗用車が急に右折を開始したため、タクシーは急ブレーキ等により衝突を回避したが、乗客1名が重傷を負った。

なお、負傷した乗客はシートベルトを着用していなかった。

(7) 法人タクシーの衝突事故②

8月4日(火)午後3時15分頃、広島県国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、対向車と衝突した。

この事故により、タクシーの乗客1名が重傷を負い、タクシーの運転者が軽傷を負った。

事故は、タクシーが片側3車線の第3車線を直進し交差点に進入したところ、対向車が転回してきたため、ブレーキをかけたが間に合わず衝突した模様。

なお、当該交差点は転回が禁止されている。

(8) 法人タクシーの衝突事故③

8月4日(火)午後5時45分頃、鹿児島県県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、路面電車と衝突し、そのはずみで原付自転車と軽自動車に接触した。

この事故により、タクシーの運転者及び原付自転車の運転者が軽傷を負った。(路面電車の運転者及び乗客に怪我はなし。)

事故は、当該交差点において、タクシーが急に右折し軌道敷内に進入したため、路面電車がタクシーの右側に衝突した模様。

先般、次の調査事案 1 件について、報告書が議決されたことを受け、7 月 29 日、当該報告書を公表いたしましたのでお知らせします。

- ・ 事業用自動車事故調査報告書（貸切バスの追突事故）

詳細は以下の自動車局 HP に掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000206.html



【3. バス輸送（特に高速乗合バス）の安全対策の徹底について】

国土交通省では、バス輸送の安全対策については、従来から機会あるごとに注意喚起を図ってきたところでありますが、平成27年7月14日、東名阪自動車道において高速乗合バスとダンプカーが衝突転落し、重傷者を出すという重大事故が発生したことは誠に遺憾であります。

今回の事故については現在その原因を究明中ではありますが、夏の多客期に向けて、バス輸送の安全確保に万全を期すべく、バスの運送事業関係者におかれましては、改めて安全対策の徹底を図るよう周知方お願いします。
なお、徹底にあたっては特に下記により実施されますようお願いいたします。

記

1. 運行にあたっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう乗務員に徹底を図ること。
2. 高速道路を運行する際には、乗客の安全を確保するため、乗客に対しシートベルト着用の励行を図ること。
3. 高速乗合バスの管理の受委託による運行の場合については、委託、受託事業者の双方とも安全の管理について再度確認を行い、輸送の安全に万全を期すこと。

上記の内容は、平成27年7月14日付け、国自安第35号、国自旅第84号により、公益社団法人日本バス協会に対し、事故防止通達として発出しています。バスの運送事業関係者におかれましては、周知をお願い致します。



【4. 「事業用自動車事故調査報告書」で提言のあった再発防止策への取り組みについて】

先般、事業用自動車事故調査委員会から、トラックに係る事故の調査報告書が提出され、公表したところです。

今後、同種の事故を未然に防止するため、同報告書において提言のあった再発防止策について、運送事業者等の関係者において積極的に取り組まれますよう、6月19日付けで、「事業用自動車事故調査報告書の事故の再発防止策に対する取り組みについて」を通達し、公益社団法人全日本トラック協会を通じ、トラック業界関係者への周知をお願いしたところです。

事業者の運行管理に係る対策として提言のあった主な再発防止策は、次のとおりです。

○運行管理に係る法令遵守の徹底

- ・事業者は、運転者の運行実態を把握し、改善基準告示の遵守を徹底する必要がある。
- ・運行管理者は、点呼において、業務に必要な指示伝達事項だけでなく、運転者の休憩地点及び休憩時間に関し適切に指示するなど安全な運行に必要な運行指示をして、指示事項を運転者に遵守させる必要がある。
- ・事業者は、運転者に対し適性診断を受診させるだけでなく、診断結果を確認し、問題点がみられる運転者に対しては個別に指導を行う必要がある。

○運転者教育の充実

- ・事業者は、運転者に対して改善基準告示の遵守、シートベルト装着の徹底、危険予知訓練やヒヤリハット体験を活用した実践的教育に積極的に取り組む必要がある。
- ・事故には事業者による運転者に対する指導・監督が大きく関与しているものと考えられることから、事業者は日頃から運転者に対して「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（告示）に基づく指導を行うとともに、通常と異なる事態に直面したときの対応等について、参加型の教育等によって運転者等が主体的に議論するような場を設ける等、運転者の安全に対する意識の向上と、知識の取得を進める必要がある。

○運転者の安全運転意識の向上

- ・運転者は、疲労蓄積が運転に及ぼす危険性を認識し、十分な休息をとり運転中に疲労を感じたときには早期に休憩する必要がある。 等

運送事業者等の関係者の方々におかれましては、この再発防止対策を参考として、より一層安全性の高い運行管理業務に取り組まれますようお願い致します。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧ください。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000196.html





【12. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！】

平成25年度中の大型車（車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス等）のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。

当該事故が2年連続で増加し、平成25年度も前年度比約3割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html



【13. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。

高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html



【14. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html



【17. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日(火)に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html



【18. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思いません。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

[掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指 導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月：トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月：映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・H20年7月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月：S A S対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう！」



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、 < jiko-antai@mlit.go.jp >までお

寄せください。

よくある質問（配信登録の解除方法等）

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

【参考】

* 自動車局ホームページ

（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付 （ www.mlit.go.jp/RJ/ ）

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

（平日9:30～12:00 13:00～17:30）

・ 自動音声受付 03-3580-4434（年中無休・24時間）

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

